



第1章 道路ストックマネジメントの対象

本計画では、マネジメントの代表的な4要素である、道路ストックの「モノ(物的資源)」、管理体制の「ヒト(人的資源)」、管理費の「カネ(財務資源)」、情報管理の「情報(情報資源)」に分類し、効率的、効果的な道路ストックのマネジメントを進めます。

道路ストック 〈モノ(物的資源)〉

原則として、道路法第2条第1項に基づく道路で、本市が管理を行っているものを対象としています。

加えて、トンネル、橋りょう、道路用エレベーターなどの道路と一体となって、その効用を全うする施設又は、工作物及び道路の付属物で、本市が管理を行うものや、道路法に基づく管理ではないものも一部対象とします。

管理体制 〈ヒト(人的資源)〉

本計画は、道路ストック全体をマネジメントしていくため、道路台帳GIS、維持、修繕、更新、市道新設・改良に加え、許認可等の道路に関連する部署の職員(道路河川部の約9割)を対象とします。

管理費 〈カネ(財務資源)〉

短期的な視点による管理費は、維持、修繕等の日常的な管理運営に関する予算を対象とします。

中長期的な視点による管理費は、長寿命化、更新、耐震化に加えて、バリアフリー化、歩道整備等の高質化に伴う投資的な予算を対象とします。

なお、管理費には、河川、自転車対策、街路新設、国県道対策に関する予算は含みません。

情報管理 〈情報(情報資源)〉

道路ストックの情報としては、道路台帳、各施設台帳、施設の維持・修繕・更新・点検等の履歴、占用物件や市民要望等の情報のほか、通学路や交通事故等の交通安全対策に必要な情報、道路浸水箇所等の災害対策に必要な情報等を対象とします。